No.	質問	回答
1	P9で、新規化学物質とは既存化学物質以外の物質ではありませんか？	P9の「既存化学物質」は、化審法制定時点で国内において製造輸入されていた化学物質として公示された既存化学物質名簿収載の狭義の既存化学物質との趣旨で記載しております。説明が不足しており申し訳ありません。また、講義の際には、少量新規等の新規化学物質の特例申請により確認を得た範囲で製造輸入する限りにおいては、申出事業者にとっては新規化学物質としての届出義務がかからないと説明しました。
2	事前審査制度がありながらも、現実として新たな化学物質が入ってきてしまうことはあるのでしょうか？	そのようなことが起きないよう法律を遵守していただきたく、このような機会を捉えて、事業者の皆様に周知して参りたいと考えております。
3	現在、特定一般化学物質に指定されている（予定）ものはあるのでしょうか。	平成29年度（2017年度）に改正され、未だ5年経過しておらず、現時点では特定一般化学物質として指定された化学物質はございません。
4	5年間非公開というのは通常新規届出者の保護と思われますが、その解釈で良いでしょうか。	ご理解のとおり、試験の重複実施をなるべく避けつつ、届出者が競争上の不利益を受けることの無いよう、新規物質の届出にかかる費用等の回収などを考慮し、判定から５年経過した後に公示することとされています。
5	P22　少量新規申出期間、R5年度公表日程(R4.10.20）と異なるようですが。	ご指摘ありがとうございます。今回の講義でお示ししておりますのは、今年度の予定でございます。令和５年度の日程は、ご指摘のとおり令和４年10月20日公表された日程でございます。令和４年12月までに少量新規化学物質の申出を行う際には今提示した期間に申請をしてください。来年度以降の申請は、10月20日公表されたスケジュールに従ってください。
6	P23　・2項目の上限100kgがよく理解できませんでした	少量新規化学物質の申出には用途証明を添付することが求められています。ご質問の箇所は、用途証明を添付しなかったときの確認数量の取扱いについて記載しております。用途証明書類の添付がない場合、１回あたりの確認上限は100kgまでに制限され、合計が１トンに達するまで確認が継続されます。
7	P29 2.（2）100ｋｇ未満と資料にありますが、1ｋｇ未満との説明が正ですか	大変失礼しました。口頭での説明におきまして言い間違えました。資料のとおり100kgが正しいです。

No.	質問	回答
8	少量新規届け出をしようとする物質について、すでに他の事業者にて少量新規届け出がされているかの確認（＝自社にて使用出来る数量上限の確認）をすることは申請より前にできますでしょうか？	数量の確認は、経済産業省の所管でございますが、他の申請があるかといった情報について、提供されることは無いと思います。
9	①「閉鎖系」の定義についてご教示下さい。 ②例えば液体化学物質を貯槽で貯蔵する場合でも貯槽内部の気相部が大気と通じている場合や、 　遊離水分を貯槽外に排出する場合は、閉鎖系とは見做されないと理解すればよいでしょうか？	①「閉鎖系等用途」とは、施設又は設備の外へ排出されるおそれのない方法で全量が使用される場合を指します。具体的には、閉鎖型の化学プラント内でのみ使用される触媒や熱媒体、半導体チップ製造工程で使用されるフォトレジストなどで排出量が確認基準に合致する場合が考えられます。 ②貯蔵すること自体は用途ではございませんので、使用段階での用途をご確認ください。気化した化学物質を貯槽外に排出する量を含め、その新規化学物質について「予測環境放出量が年間製造・輸入量の１重量％未満又は年間10tを超える場合は100ｋｇ未満であること」に該当する場合は、用途によっては閉鎖系での申請が可能となります。
10	P30放出量の計算例を具体的に示していただくことは可能でしょうか？	経済産業省のウェブサイトに記載例がございますので、ご参照ください。また、実際に用いるプラント設備や排出処理設備の性能等によりますので、計算例をお示しすることは困難でございます。
11	申請者として、通常新規における非公開期間5年間を短くすることはできますでしょうか？	省令に定めがございますので、期間を短縮することはできません。「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第四条第五項に規程する新規化学物質の名称の公示に関する省令（最終改正平成三十年三月三十日　厚生労働省・経済産業省・環境省令第二号）」
12	P17の用途情報について ①同じ新規化学物質でも用途が異なる場合は、申出を複数（用途ごとに）する必要があるとの理解で良いでしょうか？ ②用途が定まらない場合は、用途分類に該当しないとして、全量排出数量を届出するとの理解で良いでしょうか？	①ご理解のとおり、１つの物質ごとに１つの用途により申し出ることになります。同一物質について複数の用途がある場合は複数の申出が必要となります。複数の用途を１つの申出にまとめることも可能とされていますが（用途は最大６つまで）、その場合は最大の排出係数が適用されることとなっています。 ②ご理解のとおりです。
13	低生産量は5年後も公示されないのでしょうか。	ご理解のとおり、低生産量新規物質は５年経過後も公示されません。